

北上市母子家庭及び父子家庭自立支援給付金規則の一部を改正する規則

北上市母子家庭及び父子家庭自立支援給付金規則（平成19年北上市規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(高等職業訓練促進給付金の支給手続)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 <u>政令第28条（政令第31条の9第2項で準用する場合を含む。）</u>の規定により市長が定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>3～7 [略]</p>	<p>(高等職業訓練促進給付金の支給手続)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 <u>省令第6条の9の2（省令第6条の17の7で準用する場合を含む。）</u>の規定により市長が定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>3～7 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。